V (配偶者からの暴力

DV (ドメスティック・バイオレンス)とは?!

男女を問わず、配偶者(内縁関係を含む)、元配偶者(離婚前に暴力を受けている場合)等、 「 親密な関係にあるパートナーからの故意的な暴力、 または支配的な行動 」 のことで犯罪となる 行為をも含む重大な人権侵害です。



います。

公的機関ではさまざまな被害者支援をしていますが、

DV被害者からの相談件数が全国的に増えて 「DV」という言葉ですが、今ではすっかり

またその対策について、

帯広市男女共同参画推

そこから見

N被害者の現状は?!

えてくるものとその実態

世の中に定着すると同時に、

以前は浸透していなかった

<暴力には様々な形があります>

身体的暴力

- ・殴ったり、蹴ったりする
- ・平手で打つ
- 首を絞める
- ・髪の毛を引っ張る
- ・引きずりまわす
- ・突き飛ばす

もあります。

戻すことが困難になってしまうこと

を惹き起こし、

日常生活を取り

・物を投げつけられる

精神的暴力

- ・人前で侮辱する
- 人間関係を制限する
- 大声で怒鳴る
- 何を言っても無視する など

社会的暴力

- ・手紙や電話、行動を監視する
- など 社会活動を制限する

経済的暴力

- ・お金の使い方を細かくチェックする。
- 生活費を渡さない
- で働くことを妨害する など

性的暴力

- ・性行為の強要
- ·ポルノなどを見せる
- ・避妊に協力しない など

帯広市

のある関係は

する上下・主従「力と支配の関係」 という力を利用して一方的に支配を る関係は対等な関係ではなく、 ていることを挙げるなら、 ぞれ異なっていますが、一つ共通し や加害者には、 相談を受けています。 女性相談員が離婚問題やDV被害者 刀を振るった理由はすべて被害者に になっているということです。 に特に共通するところはなく人それ (私)を怒らせたお前が悪い。」と暴 帯広市男女共同参画推進課では、 年代や発生する状況 DVの被害者 DVのあ

下やPTSD(心的外傷ストレス障 りますが、怒鳴られたり、侮辱され 力は振るわれない精神的な暴力があ 関わるような身体的暴力や、 しい状態にあるといえます。 害者の心に深く影響し、自尊心の低 にりなどの精神的に受ける暴力は被 DVには、 殴る蹴るなどの生命に 直接暴

い」「高齢になっ

DV **对等な関係ではない」**

どもへの被害が間接的であっても れない色々な心理が働きます。 子どものために我慢を続けたり、 ります。「離婚したら、 がいない子どもになってしまう」 では子どもへの心理的虐待にあたる 不安を抱える等、被害者には逃れら ていけるのだろうか」という経済的 「母子(父子)家庭になって生活し 『児童虐待の防止等に関する法律』 (妻) から離れるという選択肢があ 子どもの前で行われるDVや、 DV被害から逃れるためには、 父親 (母親) 夫

まったくない

6054

う選択を踏み出 すことが出来な 活を変えるとい 「今までの生

あり、

話し合いで解決することは難

BESTIE BESTIE SATURNAS SATURNAS

すが、DVは犯罪となる行為をも含 む重大な人権侵害です。 しまう高齢の被害者の方もおられま 安」など、避難することを躊躇して てから一人で生活してい まずはひとりで悩まずにぜひ相談 < **の** が不

被害者の選択

無回答

1.8%

1.6%

2.0%

100%

8094

進課の女性相談員と帯広警察署生活安全課にお話を伺いました。

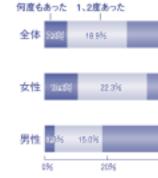
とされています。

4054

内閣府調査によると、

受けたことがある。 に1人は配偶者から被害を 約4人

女性の約3人に1 者から被害を受けたことが 人は配偶



「男女間における暴力に関する調査報告 あり、 も受けている。 約10人に1 人は何度

書」より(平成24年4月 内閣府)